

令和7年度八幡浜市出産世帯応援事業

＜県・市町連携事業＞

育児等にかかる費用を補助します

令和7年4月1日以降の出生者分から年齢制限がなくなりました

新生児1人につき最大20万円

※29歳以下の夫婦の場合

※30歳以上の夫婦の場合は10万円



持参物を確認して、子育て支援課まで申請してください。

詳しい内容については、八幡浜市HPをご覧ください。

申請書(紙)については、市役所八幡浜庁舎1F子育て支援課にあります。

- 持参物**
- ☐ 補助金申請書兼請求書、内訳書
 - ☐ 領収書(レシートOK)ただし、購入品の内容がわかるもの
 - ☐ 製造事業者が発行した保証書の写し及び設置後の写真(時短・省エネ家電購入の場合のみ)
 - ☐ 母子手帳の写し
 - ☐ 振込口座がわかる書類(通帳の写しなど)
- その他、必要な書類の提出を求める場合があります。

対象費目	対象商品
育児用品購入費	授乳関連商品＜粉ミルク、哺乳瓶等＞、衛生用品＜おむつ代、おしりふき等＞、外出用品＜チャイルドシート、ベビーカー等＞、衣類＜ベビー服等＞、寝具、離乳食、玩具(おもちゃ)等
時短家電購入費	洗濯機・掃除機・食器洗い乾燥機・調理家電等
省エネ家電購入費	統一省エネラベル2つ星以上の冷蔵庫、エアコン、照明機器等
育児・家事代行サービス利用料	育児・家事代行サービス利用料

問い合わせ先： 八幡浜市子育て支援課こども福祉係

電話番号： 0894-21-0420

メールアドレス： kosodate@city.yawatahama.ehime.jp

